

# 第 143 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 7 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 143 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 7 月 11 日 (火) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 7 月 11 日 (火) 午後 2 時 17 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

### 4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番	赤 石	敏 文		
会長職務代理	10 番	中 村	文 男		
委 員	2 番	石 橋	薫	3 番	堀 内 重 男
	4 番	砂 庭	周 平	5 番	工 藤 信 仁
	6 番	佐々木	一 雄	8 番	松 村 範 明
	9 番	滝 田	信 彦	11 番	河守田 雄 一
	12 番	野 田	清 八	13 番	山 田 憲 幸
	14 番	川守田	雄 一	15 番	梅 内 勝 治
	16 番	奥 瀬	修 一		

### 5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 7 番 三 浦 恵美子

### 6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟  
主 幹 佐 藤 慶  
総括主査 沼 畑 ゆ き 子

### 7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第 6 議案第 1 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
日程第 7 議案第 1 9 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 143 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、暑い中をご出席いただきありがとうございます。九州では大雨により大変悲しく悲惨な状態になっております。多くの農地が被災しており、同じ農業者として僅かでも支援したいという気持ちでおります。委員の皆さまにも援助をお願いする機会があると思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは議事に入りますので、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名となっております。委員定足数に達しておりますので、第 143 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 0 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p style="margin-left: 40px;">まつむら のりあき 8 番 松村 範明 委員</p> <p style="margin-left: 40px;">たきた のぶひこ 9 番 滝田 信彦 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第16号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、いずれも所有権の移転に関するものがあります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 重雄 調査員</p>
堀内調査員	<p>3番 堀内から説明いたします。</p> <p>去る7月4日、石橋委員と中央公民館において、議案第16号及び議案第17号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第16号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自作地を相互交換するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が自作地を相互交換するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号4番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第16号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第17号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 調査員</p>
堀内調査員	<p>議案第 17 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため、譲渡人から申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>番号 1 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場から南部分庁舎から北約 110m の距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の北側は畑、東側と西側は宅地、南側は田となっています。</p> <p>農地区分については、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 17 号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 17 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 18 号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 2 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非</p>

議 長	<p>該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額2,898円です。 番号2番の利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額1,026円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第18号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6 議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
佐藤主幹	<p>次に、日程第7 議案第19号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第19号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は2件です。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、存続期間は平成29年7月12日から平成39年7月11日までの10年間。10a当たりの賃借料は、年額2,898円です。 番号2番の利用目的は田、存続期間は平成29年7月12日から平成32年7月11日までの3年間。10a当たりの賃借料は、年額1,026円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第19号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第19号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 143 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。  <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 7 分)</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 7 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員